

ペットフードに必要な表示事項

ペットフードにはわかりやすく安心して選んでいただけるように、このような表示がしてあります。
 ペットフードを選ぶときには、パッケージやラベルに正しく必要事項が表示されているか確かめましょう。

🐾 ドッグフードなのか キャットフードなのかがわかる表示

犬と猫では必要な栄養バランスが異なるため「ドッグフード」又は「キャットフード」と、それぞれ表示します。

🐾 ペットフードの目的の表示

「総合栄養食」、「間食」、「療法食」、「その他の目的食」の4つの目的の何れかがわかるように表示されています。

🐾 内容量の表示

正味量を「g(グラム)」、「kg(キログラム)」等の単位で表示されています。

🐾 給与方法の表示

ペットフードの目的や、年齢、体重によって、1日に与える量や回数も異なりますので、文章や表・図などを組み合わせてわかりやすく表示されています。

🐾 賞味期限及び保存方法の表示

賞味期限をその旨の表示とともに、アラビア数字で表示します。併せて、未開封の状態での賞味期限迄品質を保持する為適した保存方法を表示します。



ドッグフード
 ■成犬用総合栄養食
 ■内容量: 3kg
 ■与え方: 成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。
 ■賞味期限: 20220814
 ■成分: たん白質18%以上、脂質5%以上、粗繊維5%以下、灰分8%以下、水分10%以下
 ■原材料名: 穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、動物性油脂、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B₁、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)
 ■原産国名: 日本
 ■製造者: ABCペットフード株式会社
 〒100-0000 千代田区神田〇〇町1-2-3
 製品に関するお問合せ 03(1234)5678
 この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、成犬用の総合栄養食であることが証明されています。
 ■保存方法: 直射日光を避け、涼しく乾燥した場所で保管して下さい。

🐾 成分の表示

たん白質、脂質、粗繊維、灰分、水分の重量比が%(パーセント)で表示されています。

🐾 原材料名の表示

原材料名が使用量の多い順に記載されています。使用する添加物名も表示します。「ビーフ」、「チキン」、「まぐろ」など特定の原材料を商品名とする場合は、5%以上その原材料が含まれていなければなりません。

🐾 原産国名の表示

原産国とは、ペットフードの最終の加工工程が行われた国をいいます。2ヶ国以上で製造が行われた場合には、その最終加工工程が行われた国を原産国として表示します。

🐾 事業者の氏名又は名称及び住所の表示

「製造者」、「輸入者」、「販売者」など、事業者の種類を明示した上で、氏名又は名称、住所を表示します。

ご存知ですか?

ペットフードにはこのような表示はできません

医薬品医療機器等法による表示の規制

「〇〇病を予防するフードです」
 「△△病に効果がある」

ペットフードは、医薬品医療機器等法に定められた動物用医薬品、医薬部外品等ではないため、このように疾病の予防や効果・効能を表現することはできません。

公正競争規約による表示の規制

「無添加」
 ○「無添加」という表示は、あらゆる添加物を使用していない場合以外は表示できません。
 「高〇〇、低〇〇」
 ○ 特定栄養成分の量の多寡を表示する時は、同種の製品に比べてどのくらい差があるか、数値を具体的に明記しなければなりません。

ペットフード安全法が施行されました

ペットフードには、以下の事項を日本語で表示することが義務づけられています。

- ペットフードの名称
- 原材料名
- 賞味期限
- 原産国名
- 事業種別と事業者名・住所

「ナチュラル」、「ネーチャー」又はこれに類似する場合の用語には、以下の要件があります。

「ナチュラル」、「ネーチャー」又はこれらに類似する用語は、化学的合成物及び着色料を使用していないものに限り、表示することができます。但し、総合栄養食については、栄養バランス上欠かせないビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類のみに化学的合成物を使用しているもので、以下の各条件を満たす場合に限り、表示することができます。

- ア 栄養バランス上欠かせないビタミン類、ミネラル類、アミノ酸類のみに化学的合成物を使用している旨を、「ナチュラル」等に関する最も目立つ表示に、その表示の4分の1以上のフォントサイズで明瞭に併記していること。ただし、内容量500グラム以下の小型容器については6ポイント、500グラムを超えるものについては8ポイントを下回らないこととする。
- イ 油脂の酸化防止に、エトキシキン、BHA、BHT等の合成の酸化防止剤を使用していないこと。

ペットフードには、ペットの食事の目的に合わせた表示があります。

総合栄養食	総合栄養食とは、指定された成長段階において、ペットフードと水を与えるだけで必要な栄養バランスを満たし、健康を保つことを目的としたフードを言います。これを証明するため、後述する運用基準に定められた要件を満たすことが求められます。 ※「総合栄養食」は次のように表示されています。 「この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める分析試験の結果、総合栄養食の基準を満たすことが証明されています。」 「この商品は、ペットフード公正取引協議会の定める給与試験の結果、総合栄養食であることが証明されています。」
間食	間食とは、栄養補給のみを目的としたものではなく、おやつやご褒美、ペットとのコミュニケーション手段として与えられる、ジャーキー類やビスケット・クッキー、ガム、魚肉製品などがこれに当たります。
療法食	獣医師が犬・猫の疾病の治療などを行う際、人間の場合と同様、栄養学的サポートが必要な場合があります。治療の内容に合わせてフード中の栄養成分を調整し、治療を補助する目的で提供されるフードで、一般に犬・猫のフード(主食及び間食)として認識されることが明確であるものを療法食と呼びます。
その他の目的食	その他の目的食とは、犬・猫に給与される、総合栄養食でない缶詰・レトルトフードや、ペット用サプリメント、ふりかけ、飲料など、食欲増進や、特定の栄養成分などを補給する目的で与えられるもので、総合栄養食、間食、療法食にあたらないものを総称してその他の目的食と呼びます。 ※「その他の目的食」は次の何れかのように表示されています。 ・一般食(おかずタイプ) ・一般食(総合栄養食と一緒に与えてください。) ・栄養補完食 ・カロリー補給食 ・副食 ・サプリメント 等